

# 用語の解説

## 個人の基本属性に関する事項

### 1 年 齢

平成19年9月30日現在における満年齢である。

### 2 配偶関係

戸籍上の届出の有無に関係なく、現在、妻又は夫のある者を配偶者ありとした。

### 3 教 育

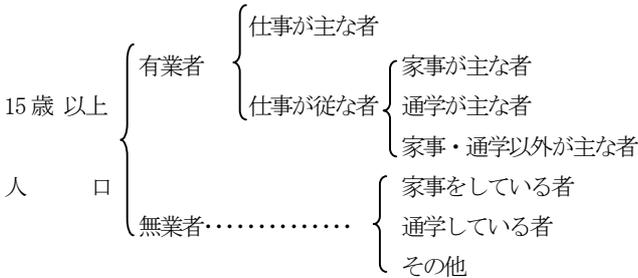
調査日現在（平成19年10月1日）、学校に在学しているか否かによって、在学者又は卒業者に区分し、さらに、「在学者」については在学中の学校により、「卒業者」については最後に卒業した学校により、それぞれ「小学・中学」、「高校・旧制中」、「専門学校」、「短大・高専」、「大学・大学院」の五つに区分した。

なお、15歳以上の未就学者については、教育の各区分には含めず、総数にのみ含めた。

## 就業に関する事項

### 4 就業状態

15歳以上の者を、ふだんの就業・不就業状態により、次のように区分した。



#### 【就業状態のとらえ方】

国勢調査や労働力調査が月末の1週間の就業・不就業状態を把握（アクチュアル方式）しているのに対し、この調査では、ふだんの就業・不就業状態を把握（ユージュアル方式）しているため、把握方法の違いがあり、必ずしも数値を比較することはできない。

有業者・・・ふだんの状態として収入を得る目的で仕事をしており、調査日（平成19年10月1日）以降もしていくことになっている者、及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者。

なお、家族従業者は、収入を得ていなくても、ふだんの状態として仕事をしていれば有業者としている。

無業者・・・ふだん収入を得ることを目的として仕事

をしていない者、すなわち、ふだんまったく

仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者。

### 5 産 業

産業は、就業者が実際に働いていた事業所の事業の種類によって定めた。ただし、労働者派遣法に基づく人材派遣企業からの派遣社員については、派遣先の事業所の事業の種類によっている。

産業分類は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に基づき、分類・集計している。

### 6 職 業

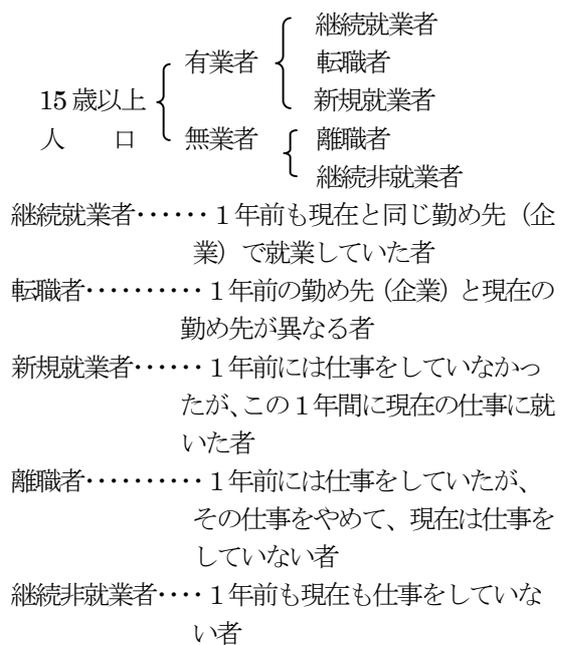
職業は、就業者が実際に従事していた仕事の種類によって、その分類項目を定めた。

職業分類は、日本標準職業分類（平成9年12月改訂）に基づき、分類・集計している。

### 7 就業異動

#### （1）過去1年以内の就業異動

過去1年以内の就業異動により、15歳以上の者を次のように区分した。



## (2) 就業異動

就業異動の履歴により、15歳以上の者を次のように区分した。

- 入職就業者……前職がない有業者
- 転職就業者……前職がある有業者
- 離職非就業者……前職がある無業者
- 就業未経験者……前職がない無業者

## 8 就業希望

就業に関する希望により、15歳以上の者を次のように区分した。

15歳以上 人口	}	有業者	{	継続就業希望者
		無業者	追加就業希望者	
転職希望者				
就業休止希望者				
就業希望者				
			{	非就業希望者

〈有業者について〉

継続就業希望者……現在持っている仕事を今後も続けていきたいと思っている者のうち、次の「追加就業希望者」に該当しない者

追加就業希望者……現在持っている仕事以外に、別の仕事もしたいと思っている者

転職希望者……現在持っている仕事をやめて、他の仕事に変わりたいと思っている者

就業休止希望者……現在持っている仕事をやめようと思っており、もう働く意思のない者

〈無業者について〉

就業希望者……何か収入になる仕事をしたいと思っている者

非就業希望者……仕事をする意思のない者

## 9 求職活動の有無

有業者のうちの「追加就業希望者」と「転職希望者」及び無業者のうちの「就業希望者」について、求職活動の有無を次のように区分した。

求職者……実際に仕事を探したり、準備したりしている者

非求職者……仕事を探したり、準備などをしていない者

## 10 所得

単に「所得」という場合は、本業から通常得ている年間所得(税込み額)をいう。過去1年間に仕事を変えた者や新たに仕事に就いた者については、新たに仕事に就いたときから現在までの収入を基に、1年間働いた場合の収入額の見積りによる。

なお、家族従業員については、所得の各区分には含めず、総数にのみ含めている。

自営業主の所得……過去1年間に事業から得た収益、すなわち、売上総額からそれに必要な経費を差し引いたもの

雇用者の所得……賃金、給料、手間賃、諸手当、ボーナスなど過去1年間に得た税込みの給与総額(現物収入は除く)

## 11 雇用形態

「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の七つに区分した。

正規の職員・従業員……一般職員又は正社員などと呼ばれている者

パート……就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

アルバイト……就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

労働者派遣事業所の派遣社員……労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者

ただし、次のような業務に従事する者は含めない。

- ・港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係の業務

- ・デパートの派遣店員など

- ・形態が以ている民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向

契約社員……専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者

嘱託……労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者

その他……上記以外の呼称の場合

## 12 就業規則性及び週間就業時間

年間就業日数が200日未満の者について、就業の規則性に基づき、次の三つに区分した。

規則的就業……毎日ではないが、おおむね規則的に仕事をしている場合

季節的就業……農繁期や盛漁期など特定の季節だけ仕事をしている場合

不規則的就業……仕事があるとき、又は仕事が忙しいときのみ仕事している場合

また、200日以上就業者及び200日未満就業者のうち規則的業者については、週間就業時間を調査した。この「週間就業時間」は、就業規則などで定められている時間ではなく、ふだんの1週間の実労働時間をいう。